

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	非化石価値証書売却時の事業税の収入割の課税標準に係る所要の整備		
要望内容 (概要)	<p>・ 所要の整備の対象（措置を必要とする制度の概要）</p> <p>小売電気事業者が保有する非化石価値証書を売却する際に生じる売却収入金額。</p> <p>・ 所要の整備の内容</p> <p>非化石証書を取得した小売電気事業者が、非化石価値証書を高度化法上の非化石電源比率の報告に使用せず不要となって第三者に転売した場合、当該非化石価値証書の売却収入を、地方税法第72条の24の2第1項に基づき、収入金額から控除し、課税標準を構成しないものとして措置する。</p>		
関係条文	地方税法第72条の24の2		
減収見込額	<p>[初年度] (—) [平年度] (—)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 所要の整備の目的</p> <p>非化石価値証書の取引拡大をより一層円滑に進め、エネルギー供給高度化法に基づく非化石エネルギー源の利用拡大に寄与すること</p> <p>(2) 所要の整備の必要性</p> <p>現行制度下においては、卸電力取引所に投入された非化石電源由来の電気について、その他の電源由来の電気と区別なく取引がなされるため、非化石価値が埋没している。他方で、小売電気事業者は、エネルギー供給高度化法（以下、「高度化法」という。）に基づく非化石エネルギー源の利用の目標（以下、「非化石目標」という。）を達成する必要がある。</p> <p>このため、非化石価値を電気と切り離して価値を証書（非化石証書）として顕在化させ、小売電気事業者が取引できるようにする非化石価値取引市場を平成30年に創設する予定である。</p> <p>当該証書の取引に当たり、非化石証書を償却目的で取得した小売電気事業者が、高度化法上の非化石目標の達成に係る報告に使用せず不要となった証書を第三者に転売した場合に、地方税法第72条の24の2第1項に基づき、当該非化石価値証書の売却収入が、事業税の課税標準を構成する収入金額から控除されるよう措置することで、非化石価値証書の取引の普及を阻害しないよう税制上の整備を行う必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			
		ページ	6-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス	
	政策の達成目標	非化石価値証書の取引拡大をより一層円滑に進め、エネルギー供給高度化法に基づく非化石エネルギー源の利用拡大を阻害しないようにすること。	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久処置	
	同上の期間中の達成目標	—	
	政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	小売電気事業者（※394社）が適用対象となる。 ※平成29年4月現在の登録小売電気事業者数	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	非化石証書を償却目的で取得した小売電気事業者が、高度化法上の非化石目標の達成に係る報告に使用せず不要となった証書を第三者に転売した場合に、当該非化石価値証書の売却収入を、地方税法第72条の24の2第1項に基づき、当該非化石価値証書の売却収入が、事業税の課税標準を構成する収入金額から控除されるよう措置することで、非化石価値証書の取引の普及を阻害しないよう税制上の整備を行う。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	非化石証書を償却目的で取得した小売電気事業者が、高度化法上の非化石目標の達成に係る報告に使用せず不要となった証書を第三者に転売した場合に、当該非化石価値証書の売却収入を、地方税法第72条の24の2第1項に基づき、当該非化石価値証書の売却収入が、事業税の課税標準を構成する収入金額から控除されるよう措置することで、非化石価値証書の取引の普及を阻害しないよう税制上の整備を行う。	
		ページ	6-2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—